

ID: 3018

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	共済代理店の業務運営の改善に必要な措置の命令		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第9条の7の5第1項において準用する保険業法第306条		
法令番号	昭和24年法律第181号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第9条の7の5第1項において準用する保険業法第306条の規定による。</p> <p>(業務改善命令)</p> <p>第306条 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人の業務の運営に関し、保険契約者等の利益を害する事実があると認めるときは、保険契約者等の保護のため必要な限度において、当該特定保険募集人又は保険仲立人に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考	<p>(保険業法等の準用)</p> <p>第9条の7の5第1項(抜粋) 保険業法第305条第1項及び第306条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と読み替えるものとする。</p>		
設定年月日	平成28年7月31日	最終変更年月日	令和4年7月29日